

2022.04.01

## ESG リスクトピックス <2022 年度第 1 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

### 今月の主なトピックス

#### Environmental—環境—

##### ■ 循環型社会 ■

##### 米国プラスチック協定、不要かつ問題のあるプラスチック製品 11 品目のリストを発表

米国のイニシアチブである U.S. Plastics Pact（米国プラスチック協定）は 1 月 25 日、不要かつ問題のあるプラスチック製品 11 品目のリストを発表した。同イニシアチブは 2025 年までにこれらの製品の使用を廃止する目標を掲げており、今回特定した品目に対するサーキュラー・エコノミー型の代替手段に関するガイダンスを今後提供する予定。

リストアップされたのは、協定の定義に基づく再利用・リサイクル・堆肥化が不可能な付属食器類／マドラー／ストローおよび、製造工程で添加する PFAS\*、分別システムでの検出を妨げるカーボンブラックなどの顔料、不透明または着色した PET ボトル（透明な青・緑を除く）、酸化型分解性添加剤、ポリエチレン・テレフタレート・グリコールの硬質包装、有害またはリサイクル不可能なラベル、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル。リストは、容器・包装のみに適用され、医療用プラスチックは対象外。

\* パーフルオロ／ポリフルオロアルキル化合物

（参考情報：2022 年 1 月 25 日付 U.S. Plastics Pact HP :

<https://usplasticspact.org/u-s-plastics-pact-brings-together-leading-brands-and-materials-manufacturers-to-seek-solutions-to-problematic-and-unnecessary-materials/>)

##### ■ ネット・ゼロ ■

##### WEF、不動産のカーボンニュートラルを促進する「建築価値フレームワーク」を開発

世界経済フォーラム（WEF）による都市の脱炭素化に向けた「ネットゼロ・カーボン・シティ」プログラムは 1 月 28 日、ビルオーナーや資産運用会社、投資家等による不動産脱炭素化への投資を促す「建築価値フレームワーク（Building Value Framework）」を発表した。本フレームワークは、グリーンビルディングへの投資の財務的・非財務的なアウトカムについて解説すると共に、将来性のある投資を実行するための、事例に基づいたチェックリストを提示している。

（参考情報：2022 年 1 月付 WEF : Accelerating the Decarbonization of Buildings: The Net-Zero Carbon Cities Building Value Framework

<https://www.weforum.org/reports/accelerating-the-decarbonization-of-buildings-the-net-zero-carbon-cities-building-value-framework>)

## ■ 気候変動 ■

**ClimateWorks 財団等、GHG 排出量計測方法の開発に向けたイニシアチブ「Carbon Call」を結成**

ClimateWorks 財団\*を始めとする 20 以上の団体は 2 月 10 日、2050 年温室効果ガス (GHG) ネットゼロに向けて、信頼性と相互運用性の高い GHG 排出量計測方法を開発するイニシアチブ「Carbon Call」の結成を発表した。マイクロソフトを含む参画機関 15 団体、署名機関 7 団体が参画する。

本イニシアチブでは、現在の GHG 排出量計測において困難となっている一貫性のある方法で算定された信頼性の高い排出量データの入手および異なる排出量データプラットフォーム間でのデータ連携という 2 つの課題改善を目指している。具体的には、特に排出量のデータギャップの大きい炭素除去、土地利用部門、メタン、間接排出の 4 分野に焦点を当て、信頼性の高いデータへのアクセス拡大と、異なる排出量データプラットフォーム間でのデータの比較、共有、相互利用の仕組みの構築に取り組む。

\* 2008 年に設立された、気候変動対策に関わる研究や資金提供を行う非営利団体。

(参考情報 : 2022 年 2 月 10 日付 ClimateWorks FOUNDATION HP :

<https://www.climateworks.org/press-release/carbon-call/>)

## ■ 気候変動 ■

**IPCC、第 6 次評価報告書の WG2 報告書を公表**

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は 2 月 28 日、第 6 次評価報告書 (AR6) 第 2 作業部会 (WG2) 報告書 (影響・適応・脆弱性) を公表した。同報告書は気候変動の影響・適応・脆弱性に関する最新の科学的知見をまとめており、報告書の政策決定者向け要約 (SPM) においては、「人為起源の気候変動は、極端現象の頻度と強度の増加を伴い、自然と人間に対して、広範囲にわたる悪影響と、それに関連した損失と損害を、自然の気候変動の範囲を超えて引き起こしている」と評価。同報告書では、観測された影響や予測されるリスク、また気候変動リスクへの適応についても限界があることを踏まえ、第 5 次評価報告書時点よりも気候にレジリエントな開発の緊急性が更に高まっていると指摘している。

(参考情報 : 2022 年 2 月 28 日付 IPCC HP : <https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg2/resources/press/press-release/>)

## Social—社会—

## ■ 社会タクソミー ■

**EU、「社会タクソミー」に関する最終報告書を公表**

EU サステナブルファイナンス・プラットフォーム\*は 2 月 8 日、社会的観点から持続可能な企業・経済活動を分類・定義する「社会タクソミー」に関する最終報告書を公表した。

同報告書は、2021 年 7 月に公表した中間案に対するパブリックコメントを反映したもの。環境タクソミーの開示基準との整合をめざし、社会タクソミーが開示対象とする「ディーセントワーク」「エンドユーザーにとって適切な生活水準とウェル・ビーイング」「包摂的かつ持続可能性のあるコミュニティ」に関して、企業が開示すべき分野をサブ目標として例示した。

\* EU のサステナブルファイナンスに関する有識者組織

(参考情報 : 2022 年 2 月 8 日付 EU HP :

[https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business\\_economy\\_euro/banking\\_and\\_finance/documents/280222-sustainable-finance-platform-finance-report-social-taxonomy.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/business_economy_euro/banking_and_finance/documents/280222-sustainable-finance-platform-finance-report-social-taxonomy.pdf))

## ■ 人権 ■

**国際経済連携推進センターが中小企業向け人権取り組みガイドを公表**

国際経済連携推進センターは2月15日、中小企業による人権取り組みの推進に活用することを目的にしたガイドブックを公表した。サプライチェーンの上流にあり取引先から人権侵害の有無を問われることが増えた中小企業が、「ステークホルダーから選ばれる企業になる」ために人権取り組みの重要性を強調。要対応事項を、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に即して、事例を織り交ぜてわかりやすく説明している。

(参考情報：2022年2月15日付 CFIEC：<https://www.cfiec.jp/jp/pdf/gsg/news-20220215.pdf>)

## ■ カスタマーハラスメント ■

**厚生労働省がカスハラ対策で企業向けマニュアルを公表、類型別対応策などを提示**

厚生労働省は2月25日、顧客等からの暴行や脅迫、ひどい暴言などの迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメント（カスハラ）対策の企業向けマニュアルを公表した。カスハラを類型化し、それぞれの対応や判断基準を例示。加えて、平時の従業員教育、発生時の連絡・報告、従業員の相談対応などの社内体制整備など、従業員保護のため企業が取り組むべきポイントを示した。同省の調査では、カスハラは過去3年間にパワハラ、セクハラに次いで企業での発生件数が多く、かつ唯一増加傾向にあるという。また、同省は20年1月に出した指針で、従業員の相談受付体制や被害防止の取り組みなど企業の取り組みについて触れている。

## Governance—ガバナンス—

## ■ プライバシーガバナンス ■

**経産省が消費者プライバシー保護強化のガイドを改定、責任者設置や分析・評価などの事例追加**

経済産業省は2月18日、企業が製品やサービスに消費者のパーソナルデータを利活用する際、プライバシー保護の観点から取り組むべき事項を取りまとめたガイドブックの改定版を公表した。昨年7月公表の前回版に、組織全体のプライバシー問題への対応と内部統制強化のためプライバシー保護責任者（CPO）を設置した事例や、個人情報・プライバシーに係るリスク分析・評価・対応検討を行うプライバシー影響評価の実践例など、プライバシーガバナンスの構築に資する企業の取組み事例を追加。また、4月の個人情報保護法改正に即して表現を変更したほか、参考文献等も更新した。

(参考情報：2022年2月18日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220218001/20220218001.html>)

## ■ 情報管理 ■

**欧州委が産業データの活用を促す法案を公表、企業にデータ提供などを義務づけ**

EUの欧州委員会は2月23日、企業などが保有する産業データにユーザーなどがアクセスしやすくする法律案を公表した。IoT製品などの利用データをメーカーが独占的に活用する現状を踏まえ、ユーザーによるデータへのアクセスやユーザーの要望に応じた第三者へのデータ提供などを義務づける。メーカー以外による産業データの自由な活用を促し、新たなビジネスの創出などEU域内経済の成長につなげるのが狙い。IoT製品などをEU域内に提供する日本企業も対応を迫られる可能性がある。

(参考情報：2022年2月23日付 欧州委員会 HP：<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/data-act-proposal-regulation-harmonised-rules-fair-access-and-use-data>)

## 全般・その他

### ■ 情報開示 ■

#### GPIFが「優れた統合報告書」・「改善度の高い統合報告書」の選定結果を公表

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は2月7日、GPIFの国内株式運用機関に選定を依頼していた「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」の選定結果をまとめたレポートを公表した。

本レポートでは、4機関以上の運用機関から高い評価を得た「優れた統合報告書」（6社）について、優れていると評価した理由やポイントが示されており、パーパスが明確で会社トップのメッセージや統合報告のストーリー全体に浸透している点や、財務・非財務のKPIの明確さ、マテリアリティと中期経営計画との整合性の高さなどが挙げられている。また、統合報告の中で運用機関が特に重視する項目や記載を充実してほしいと考えている項目・内容についても提示されており、自社の統合報告を改善していくうえでの多くのヒントが示されている。

（参考情報：2022年2月7日付 GPIF HP：[https://www.gpif.go.jp/esg-stw/20220207\\_integration\\_report.pdf](https://www.gpif.go.jp/esg-stw/20220207_integration_report.pdf)）

### ■ ESG、SDGs ■

#### 欧州委員会が「企業のサステナビリティ及びデュー・ディリジェンス指令案」を公表

欧州委員会は2月23日、バリューチェーン全体におけるデュー・ディリジェンス義務を求めた「企業のサステナビリティ及びデュー・ディリジェンス指令案（Directive on corporate sustainability due diligence）」を公表した。

デュー・ディリジェンスの内容は「①ポリシーの策定、②人権・環境デュー・ディリジェンスの実施、③苦情申告手続の確立、④定期的なモニタリング、⑤公表」であり、売上要件を満たす場合はEU域外の日本企業も適用対象となる。また、同指令案は取締役の責任にも言及しており、企業がデュー・ディリジェンス義務を遵守しなかった事により、損害が生じた場合に損害賠償責任を負う旨を定めている。

今後、欧州議会及び欧州理事会によって採択された場合、EU加盟国は2年以内に同指令に沿った国内法の制定が求められることになる。

（参考情報：2022年2月23日付 欧州委員会 HP：[https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/doing-business-eu/corporate-sustainability-due-diligence\\_en](https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/doing-business-eu/corporate-sustainability-due-diligence_en)）

## 今月の『注目』トピックス

### <情報開示>

○金融庁が、「記述情報の開示の好事例集」に「方針・課題等」「事業等のリスク」の好事例を追加  
(参考情報：2022年2月4日付 金融庁 HP <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20220204.html>)

金融庁は2月4日、昨年12月に公表した「記述情報の開示の好事例集2021」について、新たに、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等\*」、「事業等のリスク\*\*」及び「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」の開示の好事例を追加し、公表した。

今後は、「コーポレート・ガバナンスの状況等」の一部の項目についての公表も予定している。

「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」、「事業等のリスク」について、投資家・アナリストが期待する主な開示のポイントは、以下の通り。

### <投資家・アナリストが期待する主な開示のポイント>

#### ●「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」

- ・中長期ビジョンとそこからのバックキャストを踏まえ、どこに到達したいのか、非財務情報を含めてどのように価値創造を成し遂げていくのかといった観点からの開示は有用
- ・目標に到達するための中期経営計画等の総括や、マテリアリティの抽出を含む、現在の自社のポジショニング(強みや課題の認識)の開示は有用
- ・マクロの経営環境の分析のみではなく、自社のスペシフィックな記載や、経営計画と絡めた開示は有用
- ・ストーリーとして理解できる開示や、MD&Aとの連携が図られている開示は有用 など

#### ●「事業等のリスク」

- ・リスク管理体制、重要なリスクの定義付け(影響度や発生確率をどのように考えているか等)、リスクの発現時期、対応策の開示は重要
- ・経営戦略やリスクは各社各様であるため、自社固有のリスクに関する開示は有用
- ・事業戦略とその裏側で発生するリスクとの関連性について開示することは有用
- ・リスクの重要度が変化した場合、変化の内容や理由を開示することは有用であり、重要度が上がった場合は、その対応をどのように考えているかを開示することも有用
- ・将来情報を理解する上で、リスクの次年度の見通しを開示することは有用
- ・海外のトレンドや外国企業を含む同業他社のリスク対応を踏まえた、自社のリスクへの対応状況に関する開示は有用
- ・危機管理への対応について、従来の経験則に留めるのみではなく、世界的な潮流や学術的な研究を踏まえる等、様々な事象を考慮した上で危機管理体制が整備されているかを検証し、その結果を開示することは有用 など

\* 長瀬産業、コニカミノルタ、ダイドーグループホールディングスなど、19社の好事例を紹介。

\*\* コニカミノルタ、Jフロンティア、MS&AD インシュアランスグループホールディングスなど、16社の好事例を紹介。

## Q&amp;A

**Question**

英国で気候変動に関する情報開示が義務化されたと聞きました。これを含めて、企業の非財務情報開示制度の近況を教えてください。また、企業で実施すべき対策はどのようなものがあるのでしょうか？

**Answer****1. 英国の気候変動に関する情報開示義務化**

英国は、気候変動が財務などに与える影響に関する情報を「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)」の提言 (※) に沿って開示することを企業に義務化しました。具体的には、提言に沿って体制を整えた上で、地球温暖化が財務に与える影響に加えて、リスク管理や企業統治の状況などについて、詳しい分析と公表を求めています。

## ※TCFD の提言

全ての企業に、①2°C目標等の気候シナリオを用いて、②自社の気候関連リスク・機会を評価し、③経営戦略・リスク管理へ反映、④その財務上の影響を把握、開示することを求めている。

今回の開示義務は、英会社法で戦略報告書作成が義務付けられている企業が対象で、具体的な要件は下記の通りです。1,300社以上が対象とみられています。

- 従業員 500 人以上の英国内の全上場企業
- 従業員 500 人以上の英国登記の銀行及び保険会社
- 従業員 500 人以上で連結売上 5 億ポンド以上の全英国企業及び LLP
- 従業員 500 人以上で英国のオルタナティブ投資市場に登録されている企業

上場企業以外にも気候変動に関する情報開示を進め、政府の掲げる CO2 排出量削減目標の達成、金融システムを安定化することが政府のねらいです。

22 年 4 月 6 日以降開始の会計年度から報告が必要で、25 年までに英国全体での完全義務化を想定した計画とされています。

**2. 非財務情報開示の世界の動向**

企業の非財務情報については、TCFD を含めた様々な開示基準が設けられ、世界規模で乱立の様相を呈していることが問題視されています。そこで、会計基準を担う IFRS 財団は、21 年 11 月、第 26 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP26) で、国際サステナビリティ基準審査会 (ISSB) を設けると同時に、「全般的な開示要求事項」と「気候関連開示要求事項」の 2 つのプロトタイプを公表し、統一的な開示基準の検討を進めています。

要求事項の構成は、TCFD の提言が採用している 4 つの柱 (ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標) を基準に検討されており、英国財務報告評議会 (FRC) も支持を表明するなど、注目されています。

現状のプロトタイプはあくまで基準原案です。ISSB はこれらを基に公開草案を作成し、22 年

第1四半期（1-3月）までに公表及びコメント募集。2022年下期（7-12月）の最終基準公表を目指すとしています。

なお、気候変動以外のサステナビリティ関連事項については、対応した基準が策定されるまで、全般的な開示要求事項に沿って開示することが求められています。

気候変動以外に優先して基準策定するテーマは、今後ISSBが決定予定ですが、全般的な開示要求事項のプロトタイプでは、サステナビリティ関連事項の例として、労務管理、人権、コミュニティとの関係、水及び生物多様性が挙げられています。

#### 【各国・地域等における非財務情報の開示に関する主な動向】

国・地域、機関等	動向
英国（FRC）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候関連情報開示義務化の法制化（21年10月）</li> <li>・企業報告に関するディスカッションペーパーを公表（20年10月）</li> </ul>
米国（SEC）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場企業に気候変動に関連するリスクと温室効果ガス（GHG）排出量などの開示を求める規則案を公表（22年3月）</li> <li>・上場企業に人的資本情報開示を義務づけ（20年11月）</li> </ul>
欧州（欧州委員会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非財務情報開示指令の改定案を発表（21年4月）</li> <li>・開示要求事項は委任法として採択予定の「サステナビリティ報告基準」に規定（22年10月予定）</li> </ul>
IFRS 財団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISSBの設立、CDSB および VRF の統合、ならびに、報告基準プロトタイプを公表（21年11月）</li> </ul>
世界経済フォーラム（WEF）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ステークホルダー資本主義の進捗を測定～持続可能な価値創造のための共通の指標と一貫した報告を目指して～」と題した報告書内で、ESGの指標と開示・報告の枠組みなどを公表（20年9月）</li> </ul>
国際標準化機構（ISO）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO30414（人的資本に関する情報開示のガイドライン）を策定（18年12月）</li> </ul>

【出典】経済産業省「非財務情報の開示指針研究会」資料、その他公開情報を元に作成

### 3. 国内の非財務情報に関する開示の動向

一方、日本でも、コーポレートガバナンス・コード等でサステナビリティに関する事項や人的資本への投資についての開示を求めています。同コードが求めるサステナビリティ関連事項の開示については、ESG トピックス 2021 年度第4号のQ&Aでも取り扱っています。[【こちらを参照】](#)

また、経済産業省は21年6月に「非財務情報の開示指針研究会」を立ち上げ、開示指針の方向性について認識を共有するとともに、質の高い非財務情報の開示および開示媒体のあり方について検討しています。なお、同時期に「人的資本経営の実現に向けた検討会」も立ち上げ、主要課題について今後の対応の方向性や各ステークホルダーが実施すべき具体的な取組について議論しています。

現在のところは、上場企業を対象に検討が進められていますが、今後は、英国のように一定規模以上の非上場会社にも開示義務を課すなど対象が広がる可能性もあり、その動向は注視が必要です。

### 4. 企業に求められること

非財務情報の開示は、開示義務を果たすこと自体ではなく、各種課題への取り組みを通じた

企業価値の向上が目的です。いずれの枠組みに即して実施する場合でも、まず経営陣をはじめ社内での意図や必要性の理解、必要なガバナンス・体制の構築、必要に応じた規程などのルールの整備が不可欠です。その上で、リスク・機会の洗い出しや重要性の評価、対応策の検討・財務影響の定量化といった、いずれの枠組みでも共通すると予想される運用が可能な環境整備を目指すことが求められます。

【参照資料】

英国政府プレスリリース（21年10月）

<https://www.gov.uk/government/news/uk-to-enshrine-mandatory-climate-disclosures-for-largest-companies-in-law>

気候関連情報開示に関するガイダンス（Mandatory climate-related financial disclosures by publicly quoted companies, large private companies and LLPs）（2022年2月発行）

[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/1056085/mandatory-climate-related-financial-disclosures-publicly-quoted-private-cos-llps.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1056085/mandatory-climate-related-financial-disclosures-publicly-quoted-private-cos-llps.pdf)

IFES財団によるISSBに関するプレスリリース（21年11月）

<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/>

経済産業省「非財務情報の開示指針研究会」

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu\\_joho/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu_joho/index.html)

経済産業省「人的資本経営の実現に向けた検討会」

[https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jinteki\\_shihon/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/jinteki_shihon/index.html)

リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部  
サステナビリティ第二グループ  
上席コンサルタント 小林 佑佳

以上



MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）、サイバーリスク等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクコンサルティング本部 リスクマネジメント第三部  
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)  
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティ第一グループ)  
TEL.03-5296-8974 (サステナビリティ第二グループ)  
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)  
TEL.03-5296-8932 (サイバーリスクグループ)  
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD対応水リスク
- ◆ 水リスク
- ◆ 自然資本（原材料調達、グリーンレジリエンス、TNFD対応）

#### <サステナビリティ第二グループ>

- ◆ SDGs（持続可能な開発目標）推進支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援
- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援SDGs支援

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

#### <サイバーリスクグループ>

- ◆ サイバーリスクに関する中長期の商品開発調査研究

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2022